



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年9月30日金曜日 第1698号

◇ 目 次 ◇

指定居宅サービス事業者の指定	965
指定居宅介護支援事業者の指定	966
指定介護老人福祉施設の指定	967
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更	967
指定居宅サービス事業の廃止	967
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更	968
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更	968
指定居宅介護支援事業の廃止	968
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	968
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧	969
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止	969
道路の区域変更（県道壬生川丹原線）	969
道路の区域変更（県道中島環状線）	969

道路の区域変更（県道中島環状線）	969
道路の区域変更（県道柳谷美川線）	970
道路の区域変更（県道久米垣生線外）	970
道路の区域変更（一般国道380号）	970
道路の供用開始（ " ）	970
道路の供用開始（県道長浜中村線）	971
道路の区域変更（県道瀬田八多喜停車場線）	971
道路の区域変更（一般国道441号）	971
開発行為に関する工事の完了	971

公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況	972
労働委員会告示	
あっせん員候補者の公示	1007

告 示

○愛媛県告示第1781号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
平成17年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870105107	社会福祉法人平成会	愛媛県松山市溝辺町乙539番地1	特定施設入所者生活介護	ケアハウスサヤ	愛媛県松山市南斎院町1158番地	平成17年8月1日
3870105123	社会福祉法人平成会	愛媛県松山市溝辺町乙539番地1	短期入所生活介護	ショートステイさや	愛媛県松山市南斎院町1158番地	平成17年8月1日
3870105149	社会福祉法人平成会	愛媛県松山市溝辺町乙539番地1	訪問介護	ヘルパーステーションさや	愛媛県松山市南斎院町1158番地	平成17年8月1日
3870105156	社会福祉法人平成会	愛媛県松山市溝辺町乙539番地1	通所介護	デイサービスセンターさや	愛媛県松山市南斎院町1158番地	平成17年8月1日
3810310502	宇和島市	愛媛県宇和島市曙町1番地	介護療養型医療施設	宇和島市立吉田病院	愛媛県宇和島市吉田町北小路甲217番地	平成17年8月1日
3850380019	宇和島市	愛媛県宇和島市曙町1番地	通所リハビリテーション	宇和島市介護老人保健施設オレンジ荘	愛媛県宇和島市吉田町北小路184番地3	平成17年8月1日
3850380019	宇和島市	愛媛県宇和島市曙町1番地	短期入所療養介護	宇和島市介護老人保健施設オレンジ荘	愛媛県宇和島市吉田町北小路184番地3	平成17年8月1日
3850380027	宇和島市	愛媛県宇和島市曙町1番地	通所リハビリテーション	宇和島市介護老人保健施設ふれあい荘	愛媛県宇和島市津島町岩松甲39番1	平成17年8月1日
3850380027	宇和島市	愛媛県宇和島市曙町1番地	短期入所療養介護	宇和島市介護老人保健施設ふれあい荘	愛媛県宇和島市津島町岩松甲39番1	平成17年8月1日
3870300815	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	訪問介護	宇和島市社会福祉協議会宇和島介護保険事業所	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター	平成17年8月1日
3870300815	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	訪問入浴介護	宇和島市社会福祉協議会宇和島介護保険事業所	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター	平成17年8月1日
3870300815	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	通所介護	宇和島市社会福祉協議会宇和島介護保険事業所	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター	平成17年8月1日

3870300823	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	訪問介護	宇和島市社会福祉協議会吉田介護保険事業所	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲58番地5吉田町総合社会福祉センター	平成17年 8月 1日
3870300823	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	訪問入浴介護	宇和島市社会福祉協議会吉田介護保険事業所	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲58番地5吉田町総合社会福祉センター	平成17年 8月 1日
3870300831	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	訪問介護	宇和島市社会福祉協議会三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間町保健福祉センター	平成17年 8月 1日
3870300831	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	通所介護	宇和島市社会福祉協議会三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間町保健福祉センター	平成17年 8月 1日
3870300849	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	訪問介護	宇和島市社会福祉協議会津島介護保険事業所	愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地宇和島市津島支所庁舎	平成17年 8月 1日
3870300849	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	訪問入浴介護	宇和島市社会福祉協議会津島介護保険事業所	愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地宇和島市津島支所庁舎	平成17年 8月 1日
3870501495	有限会社将歩	愛媛県新居浜市船木甲3753番地の28	訪問介護	ヘルパーステーション夢求	愛媛県新居浜市船木甲3753番地の28	平成17年 8月 1日
3870501503	有限会社ほほえみ	愛媛県新居浜市中村一丁目10番29号	通所介護	ディサービスほがらか	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	平成17年 8月 1日
3870105164	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号ゆめおおおかオフィスタワー16階	通所介護	ツクイ松山土居田	愛媛県松山市土居田町117-3	平成17年 8月 2日
3870201203	介護機器のイトウ株式会社	愛媛県今治市蒼社町2-2-3	通所介護	蒼社町のディサービス	愛媛県今治市蒼社町2-2-67	平成17年 8月 2日
3810110217	医療法人社団戸梶内科医院	愛媛県松山市味酒町1-4-12	訪問リハビリテーション	戸梶内科医院	愛媛県松山市味酒町一丁目4番地12	平成17年 8月15日
3870501511	株式会社えひめメディコープ	愛媛県松山市中村三丁目1番1号	認知症対応型共同生活介護	グループホームとらや	愛媛県新居浜市若水町二丁目7番4号	平成17年 8月17日
3870105180	株式会社メディックス	愛媛県伊予郡砥部町重光150番地1株式会社明朗社ビル内	認知症対応型共同生活介護	グループホームパートナーハウスすずらん	愛媛県松山市高井町1296番地1	平成17年 8月21日
3870501529	株式会社えひめメディコープ	愛媛県松山市中村三丁目1番1号	通所介護	ディサービス花みずき	愛媛県新居浜市若水町二丁目7番4号	平成17年 8月22日

○愛媛県告示第1782号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成17年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870105131	社会福祉法人平成会	愛媛県松山市溝辺町乙539番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所さや	愛媛県松山市南斎院町1158番地	平成17年 8月 1日
3870300807	介護センターアットホーム合資会社	愛媛県宇和島市川内甲1099-6	居宅介護支援	介護センターアットホーム指定居宅介護支援事業所	愛媛県宇和島市川内甲1099-6	平成17年 8月 1日
3870300815	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	居宅介護支援	宇和島市社会福祉協議会宇和島介護保険事業所	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター	平成17年 8月 1日
3870300823	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	居宅介護支援	宇和島市社会福祉協議会吉田介護保険事業所	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲58番地5吉田町総合社会福祉センター	平成17年 8月 1日
3870300831	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	居宅介護支援	宇和島市社会福祉協議会三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間町保健福祉センター	平成17年 8月 1日
3870300849	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	居宅介護支援	宇和島市社会福祉協議会津島介護保険事業所	愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地宇和島市津島支所庁舎	平成17年 8月 1日
3870501537	有限会社ほほえみ	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	居宅介護支援	居宅ほほえみ	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	平成17年 8月 1日

○愛媛県告示第1783号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。
平成17年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名称	所在地	
3870105115	社会福祉法人平成会	愛媛県松山市溝辺町乙539番地1	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームさや	愛媛県松山市南斎院町1158番地	平成17年8月1日

○愛媛県告示第1784号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870501099	有限会社ほほえみ	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	訪問介護	有限会社訪問介護サービスほほえみ	愛媛県新居浜市中村一丁目10番29号	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	平成17年8月1日

○愛媛県告示第1785号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成17年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3857780096	吉田町	愛媛県北宇和郡吉田町北小路184-3	通所リハビリテーション	老人保健施設オレンジ荘	愛媛県北宇和郡吉田町北小路184-3	平成17年7月31日
3857780096	吉田町	愛媛県北宇和郡吉田町北小路184-3	短期入所療養介護	老人保健施設オレンジ荘	愛媛県北宇和郡吉田町北小路184-3	平成17年7月31日
3857780336	津島町	愛媛県北宇和郡津島町岩松471	通所リハビリテーション	老人保健施設ふれあい荘	愛媛県北宇和郡津島町岩松39-1	平成17年7月31日
3857780336	津島町	愛媛県北宇和郡津島町岩松471	短期入所療養介護	老人保健施設ふれあい荘	愛媛県北宇和郡津島町岩松39-1	平成17年7月31日
3870300120	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町1-6-16	訪問入浴介護	宇和島市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	愛媛県宇和島市住吉町1-6-16	平成17年7月31日
3870300138	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町1-6-16	訪問介護	宇和島市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	愛媛県宇和島市住吉町1-6-16	平成17年7月31日
3870300286	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町1-6-16	通所介護	宇和島市社会福祉協議会指定通所介護事業所	愛媛県宇和島市住吉町1-6-16	平成17年7月31日
3870501081	有限会社日野電子	愛媛県松山市南高井町1984番地2	訪問介護	ヘルパーステーションほほえみ	愛媛県新居浜市船木甲2446番地1	平成17年7月31日
3873900116	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡吉田町東小路甲58-5	訪問入浴介護	吉田町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	愛媛県北宇和郡吉田町東小路58-5	平成17年7月31日
3873900132	社会福祉法人津島町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡津島町岩松471	訪問介護	津島町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	愛媛県北宇和郡津島町岩松471	平成17年7月31日
3873900140	社会福祉法人津島町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡津島町岩松471	訪問入浴介護	津島町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	愛媛県北宇和郡津島町岩松471	平成17年7月31日
3873900157	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡吉田町東小路58-5	訪問介護	吉田町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	愛媛県北宇和郡吉田町東小路58-5	平成17年7月31日
3873900173	社会福祉法人三間町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡三間町迫目126	訪問介護	三間町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	愛媛県北宇和郡三間町迫目126	平成17年7月31日

3873900223	社会福祉法人三間町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡三間町迫目126	通所介護	三間町社会福祉協議会 指定通所介護事業所	愛媛県北宇和郡三間町迫目126	平成17年 7月31日
------------	------------------	-----------------	------	-------------------------	-----------------	-------------

○愛媛県告示第1786号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成17年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3873400067	指定居宅介護支援事業所しるもと	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万181-2	居宅介護支援	有限会社介護支援サービスしるもと	指定居宅介護支援事業所しるもと	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万181-2	平成17年 8月1日

○愛媛県告示第1787号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870104795	医療法人フェニックス	愛媛県松山市北条辻609番地1	居宅介護支援	フェニックスケアプラン	愛媛県松山市北条辻609番地1	愛媛県松山市八反地甲1697番地1	平成17年 8月10日

○愛媛県告示第1788号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870300062	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町1-6-16	居宅介護支援	宇和島市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	愛媛県宇和島市住吉町1-6-16	平成17年 7月31日
3870501099	有限会社ほほえみ	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	居宅介護支援	有限会社訪問介護サービスほほえみ	愛媛県新居浜市中村一丁目10番29号	平成17年 7月31日
3873900025	社会福祉法人三間町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡三間町迫目126	居宅介護支援	社会福祉法人三間町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡三間町迫目126	平成17年 7月31日
3873900090	社会福祉法人津島町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡津島町岩松471	居宅介護支援	津島町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	愛媛県北宇和郡津島町岩松471	平成17年 7月31日
3873900439	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡吉田町東小路甲58番地5	居宅介護支援	吉田町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	愛媛県北宇和郡吉田町東小路甲58番地5	平成17年 7月31日

○愛媛県告示第1789号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成17年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3813628165	医療法人米川医院	愛媛県大洲市長浜甲395-1	介護療養型医療施設	米川医院	愛媛県大洲市長浜甲395-1	平成17年 4月1日

3813928045	吉田町	愛媛県北宇和郡吉田町北小路217	介護療養型医療施設	町立吉田総合病院	愛媛県北宇和郡吉田町北小路甲217	平成17年7月31日
------------	-----	------------------	-----------	----------	-------------------	------------

○愛媛県告示第1790号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・庄地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・庄地区）計画書の写し
 - 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間

平成17年10月3日から10月31日まで

- 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第1791号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
支流 土谷川	右岸 東温市河之内字仙道林乙830番3地先から同市河之内字鍵山乙528番8地先まで 左岸 東温市河之内字ハマル谷甲1050番1地先から同市河之内字イダラ乙556番地先まで

○愛媛県告示第1792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	壬生川丹原線	西条市丹原町今井351番4から同町今井108番2地先まで	旧	メートル 11.3~17.0	キロメートル 0.103	
			新	14.5~17.0	0.103	

○愛媛県告示第1793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	中島環状線	松山市神浦3689番1地先から同市神浦3689番2地先まで	旧	メートル 7.2~8.0	キロメートル 0.070	
			新	7.8~8.5	0.070	

○愛媛県告示第1794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	中島環状線	松山市長師1411番2から同市長師1466番57地先まで	旧	メートル 7.8~11.5	キロメートル 0.110	
			新	7.8~19.4	0.108	

○愛媛県告示第1795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷字茗荷1470番から 同字269番まで	旧	メートル 3 8~22 5	キロメートル 0 325	
			新	3 8~22 5 10 6~68 2	0 325 0 286	

○愛媛県告示第1796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市越智町260番4から 同市古川西2丁目1006番まで	旧	メートル 6 4~45 0	キロメートル 1 891	
			新	6 4~45 0 8 0~90 0	1 891 3 614	
"	松山伊予線	松山市古川南1丁目620番1地先から 同市古川南3丁目1219番5地先まで	旧	7 0~19 5	0 393	
			新	15 0~48 0	0 393	

○愛媛県告示第1797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	上浮穴郡久万高原町露峰甲1855番3から 同町露峰乙313番14地先まで	旧	メートル 12 4~ 69 4 7 0~ 57 5 1 5~ 9 0	キロメートル 0 185 0 246 0 079	
			新	12 4~233 0	0 187	

○愛媛県告示第1798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	上浮穴郡久万高原町露峰甲1855番3から 同町露峰乙313番14地先まで	平成17年 9月30日

○愛媛県告示第1799号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成17年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲460番 3 から 同市柴甲475番 2 地先まで	平成17年 9月30日

○愛媛県告示第1800号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成17年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町1182番 1 地先から 同町1182番 1 まで	旧	メートル 4.6~24.3	キロメートル 0.273	
			新	7.5~73.8	0.273	

○愛媛県告示第1801号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成17年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村11号76番 3 から 同町野村11号22番 2 まで	旧	メートル 12.0~13.1	キロメートル 0.101	
			新	12.0~28.1	0.101	
"	"	西予市野村町野村12号746番 2 から 同町野村12号693番 2 まで	旧	13.1~14.0	0.092	
			新	13.1~21.2	0.092	
"	"	西予市野村町野村12号787番 2 から 同町野村12号643番 2 まで	旧	13.2~19.9	0.085	
			新	13.2~19.9	0.085	
"	"	西予市野村町野村14号325番地先から 同町野村14号46番地先まで	旧	12.1~24.2	0.082	
			新	12.1~31.8	0.082	

○愛媛県告示第1802号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成17年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17西建管第728号 平成17年 9月 7日	西条市大町字御船川531番 1 及び535番	西条市大町1762番地 有限会社マック企画 代表取締役 伊 藤 慎太郎

17松局建（開）第36号
平成17年 9月14日

東温市南野田字若宮234番 1

東温市野田二丁目 1 番地 5
瞿 雲 昌 弘
瞿 雲 恵 美

公 告

○公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成17年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成16年度の新規採用者数は、市町村立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で 480人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

区分	行政事務	土木	農業土木	農業	林業	畜産	水産	電気・電子	化学
男性	17	9	1	1	1	2	1	1	1
女性	12	1	0	0	0	0	0	0	3
合計	29	10	1	1	1	2	1	1	4

(単位：人)

区分	機械	薬剤師	心理判定員	栄養士	獣医師	言語聴覚士	保健師	合計
男性	1	2	0	0	1	0	0	38
女性	0	2	2	2	3	1	1	27
合計	1	4	2	2	4	1	1	65

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	医師	臨床工学技士	理学療法士	薬剤師	看護師	合計
男性	25	3	1	1	1	31
女性	5	0	1	0	47	53
合計	30	3	2	1	48	84

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	寄宿舎指導員	学校事務	学校栄養職員	学芸員	合計
男性	48	48	0	4	7	0	0	107
女性	59	33	10	0	7	5	1	115
合計	107	81	10	4	14	5	1	222

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(語学)	警察官(情報処理)	警察事務	鑑識(法医)	少年補導職員	海技士	学校給食員	合計
男性	84	0	2	3	1	0	1	1	92
女性	11	1	0	3	0	2	0	0	17
合計	95	1	2	6	1	2	1	1	109

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成16年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて634人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
定年退職	64	17	193	61	335
定年前退職	50	111	106	32	299
合 計	114	128	299	93	634

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、平成16年度又は平成17年度に再任用された職員については、1回に限り任期を更新することができます。平成16年度における新規再任用者数は24人で、いずれも短時間勤務の職です。また、離職者数は3人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	教育委員会	合計
新規再任用者数	8	3	13	24
離職者数	1	1	1	3

エ 職員数の状況

平成16年及び平成17年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成17年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成17年の職員数の主な増減理由

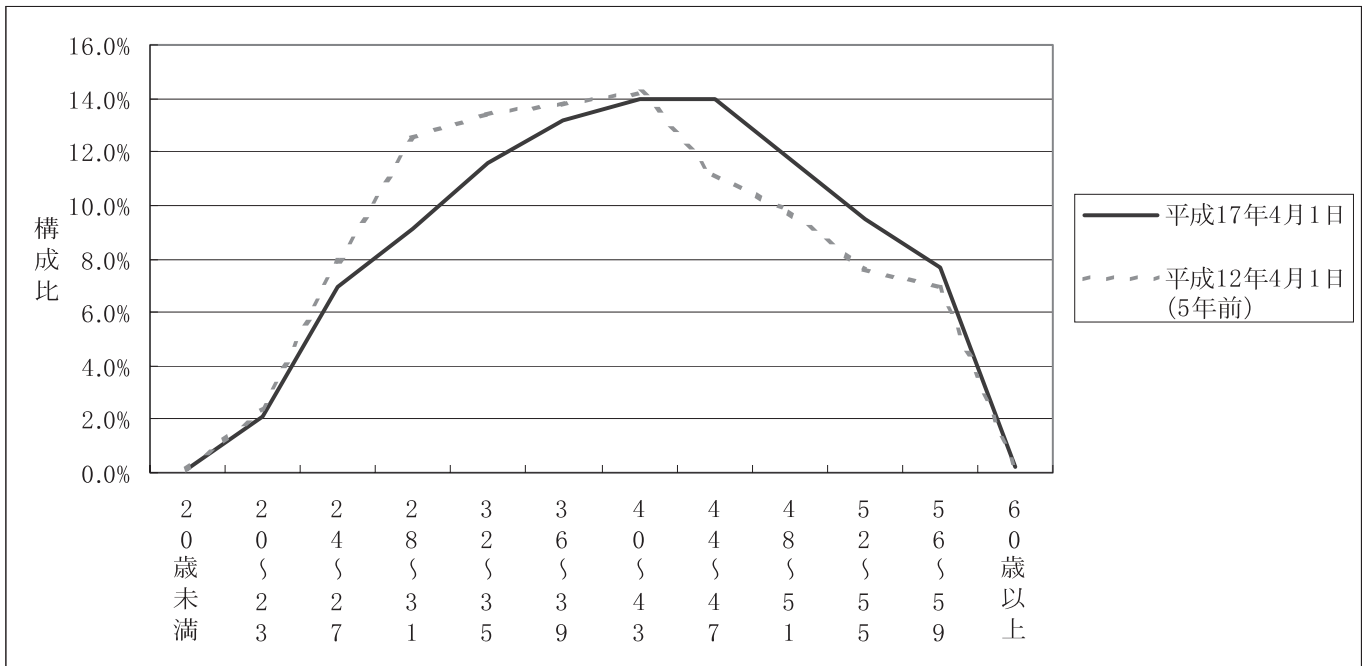
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成16年	平成17年		
一般 行政 部門	議 会	36	35	1	事務処理体制の効率化による減
	総務企画	672	667	5	市町村合併推進業務の減
	税 務	191	208	17	地方税滞納整理機構設立準備業務の増
	民 生	353	351	2	市町村合併に伴う生活保護業務の減
	衛 生	602	573	29	地方局保健所再編による減
	労 働	90	89	1	職業訓練指導業務の減
	農林水産	1,267	1,253	14	地方局農政課と農業改良普及センターの統合による減
	商 工	222	204	18	南予地域観光振興イベント業務の終了
	土 木	1,061	1,040	21	地方局建設部・土木事務所再編による減
	小 計	4,494 [8]	4,420 [10]	74 [2]	
特別 行政 部門	教 育	13,883	13,681	202	児童生徒数の減少による教職員の減
	警 察	2,740	2,753	13	警察官の増員
	小 計	16,623 [13]	16,434 [20]	189 [7]	

公営 企業 部門	小 計	2,149 [3]	2,108 [3]	41 [0]	肱川発電所の無人化及び看護師配置体制見直しによる減
合計		23,266 [24]	22,962 [33]	304 [9]	
(条例定数)		(23,807)	(23,701)	(106)	

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。
- 2 [] 内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きです。
- 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。
- 4 一般行政部門には、知事の事務部局（愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	30	478	1,598	2,093	2,668	3,019	3,207	3,202	2,686	2,174	1,756	51	22,962
構成比	0.1%	2.1%	7.0%	9.1%	11.6%	13.1%	14.0%	13.9%	11.7%	9.5%	7.6%	0.2%	100.0%

(ウ) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成21年4月1日	5年間で一般行政部門の職員数を10.0%（450人）削減する計画

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めました。

c 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

	区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	計	（参考） 数値目標
		（計画前年）	（1年目）	（2年目）	（3年目）	（4年目）	（5年目）		
一般 行政 部門	減員		125					125	
	増員		51					51	
	差引		74					74 (16.4%)	450
	職員数	4,494	4,420					4,420	4,044

注1 計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間です。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。

(2) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成16年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (平成16年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成15年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成16年度	1,490,831	639,645,494	514,689	189,308,020	29.6	30.1

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成17年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度	21,186 (8)	96,549,682	16,820,951	39,084,928	152,455,561	7,196

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

2 職員数は、平成17年度当初予算に計上された数値であり、平成17年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

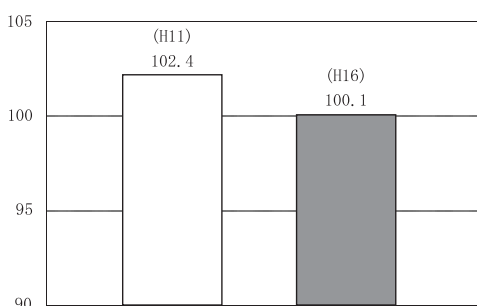
3 ()内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

(ウ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成16年度におけるラスパイレス指数は、100.1です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表（一）適用者のそれを100として比較したものです。

平成17年度当初予算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など10種類の給料表を定めています。

平成17年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員 2,108人及び再任用短時間勤務職員 8人を含まない。以下イ及びウにおいて同じ。）は、20,854人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員、船員並びに愛媛県立保育専門学校及び愛媛県立歯科技術専門学校において教育業務に従事する職員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下イ及びウにおいて同じ。）4,575人（21.9パーセント）、技能労務職 533人（2.6パーセント）、高等学校（特殊・専修・各種）教育職 3,697人（17.7パーセント）、中学校・小学校教育職 8,469人（40.6パーセント）及び公安職 2,327人（11.2パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	42歳10月	364,189円	455,398円

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44歳11月	326,139円	372,120円
うち 用務員	45歳1月	323,631円	367,718円
うち 自動車運転手	44歳2月	326,297円	375,731円
うち 学校給食員	45歳10月	324,996円	363,476円

c 高等（特殊・専修・各種）学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者ほか）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	41歳4月	381,436円	433,839円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	42歳1月	390,411円	435,901円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	41歳9月	364,730円	481,019円

注1 平均給料月額とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合計額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

平成17年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県		国	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一 般 行 政 職	大学卒	170,700円	184,400円	I種 179,800円	198,600円
	高校卒	138,800円	148,500円	II種 170,700円	184,400円
技 能 労 務 職	高校卒	134,400円	143,300円	-	-
	中学卒	120,600円	128,100円	-	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	198,744円	213,200円	-	-
中 学 校・小 学 校 教 育 職	大学卒	198,744円	213,200円	-	-
公 安 職	大学卒	185,900円	210,300円	206,600円	222,000円
	高校卒	156,700円	177,400円	156,700円	177,400円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成17年4月1日現在）

平成17年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	276,771円	340,633円	391,802円
	高校卒	214,388円	278,175円	350,280円
技 能 労 務 職	高校卒	195,500円	246,746円	285,113円
高等学校教育職	大学卒	321,555円	383,215円	417,075円
中学校・小学校 教 育 職	大学卒	310,771円	375,379円	409,610円
公 安 職	大学卒	288,883円	350,461円	415,875円
	高校卒	247,969円	301,936円	382,186円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

(ア) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

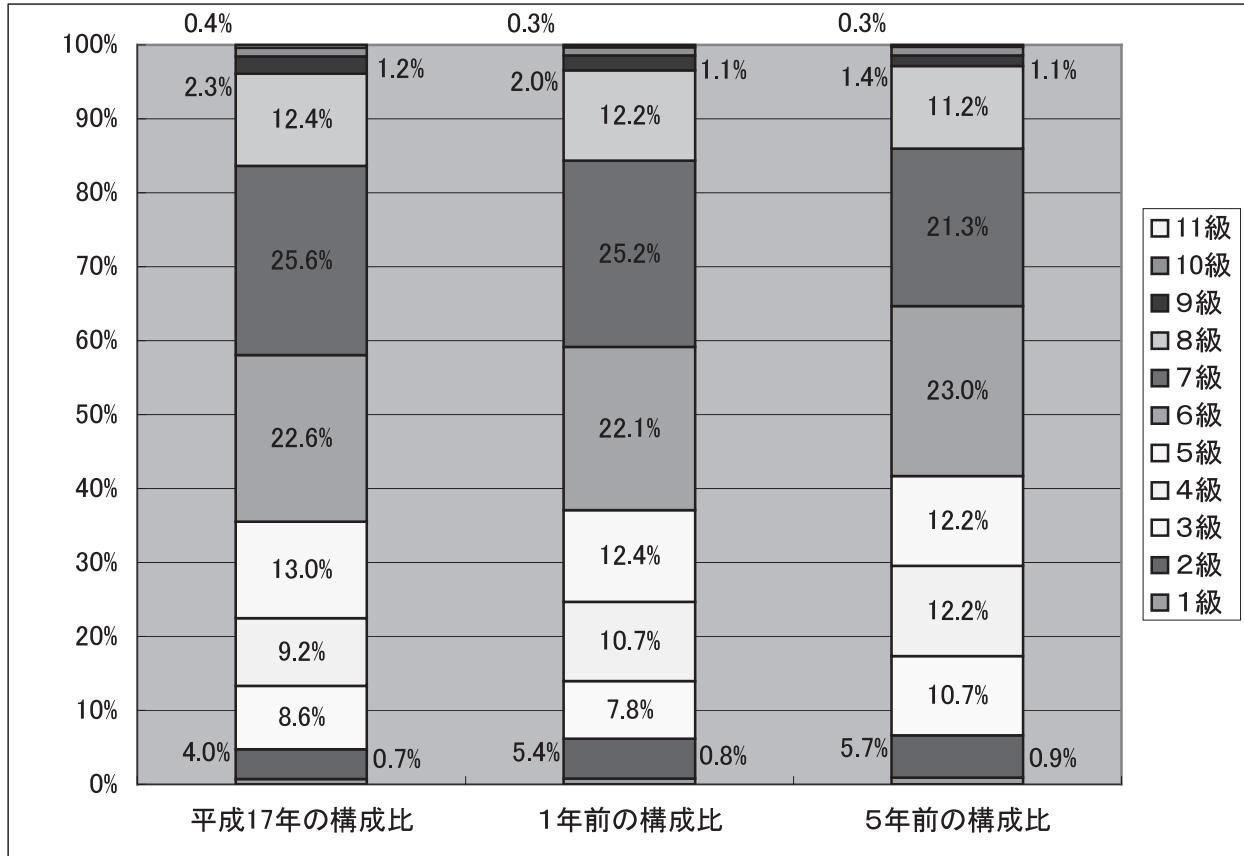
本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から11級までの11区分に分かれており、これらは、国の行政職俸給表（一）の区分と同じです。

平成17年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	32人	0.7%
2級	主事・技師	183人	4.0%
3級	主事・技師	394人	8.6%
4級	主査	419人	9.2%
5級	係長	595人	13.0%
6級	専門員	1,032人	22.6%
7級	課長補佐	1,172人	25.6%
8級	課長	568人	12.4%

9級	参事	106人	2.3%
10級	局長	57人	1.2%
11級	部長	17人	0.4%
計		4,575人	100.0%

注 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(イ) 昇給期間短縮の状況

55歳未満の職員は、12月ないし24月の期間を良好な成績で勤務すれば、昇給させることができることになっていますが、勤務成績が特に優秀な職員については、その期間を短縮して昇給させることができるようになっており、これを特別昇給といいます。

また、新たに採用された職員等についても、一定の条件を設けて昇給期間を短縮しています。

なお、良好な成績で多年勤続し退職する職員に対して実施していた退職時特昇は、平成16年12月末で廃止しています。

これらの昇給期間短縮の実施状況は、以下のとおりです。

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	高等学校 教 育 職	中学校・小 学校教育職	公 安 職
平成 16 年 度	職 員 数 (A)	19,855人	4,662人	548人	3,814人	8,520人	2,311人
	成績特昇 (B)	2,977人	699人	82人	572人	1,278人	346人
	比 率 (B / A)	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
	その他の昇給短縮 (C)	550人	94人	2人	113人	193人	149人
	比 率 (C / A)	2.8%	2.0%	0.2%	3.0%	2.3%	6.4%
	昇給短縮計(B + C) (D)	3,527人	793人	83人	685人	1,471人	495人
	比 率 (D / A)	17.8%	17.0%	15.1%	18.0%	17.3%	21.4%

平成 15 年 度	職 員 数 (A)	20,050人	4,691人	575人	3,872人	8,643人	2,269人
	成績特昇 (B)	3,005人	703人	86人	580人	1,296人	340人
	比 率 (B / A)	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
	その他の昇給短縮 (C)	1,040人	182人	26人	258人	357人	217人
	比 率 (C / A)	5.2%	3.9%	4.5%	6.7%	4.1%	9.6%
	昇給短縮計(B + C) (D)	4,045人	885人	112人	838人	1,653人	557人
	比 率 (D / A)	20.2%	18.9%	19.5%	21.6%	19.1%	24.5%

エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成16年度普通会計決算ベースの額です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県			国		
1人当たり平均支給額（平成16年度決算）			-		
1,758千円					
（平成16年度支給割合）			（平成16年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.4 月分		3.0 月分	1.4 月分	
(1.6) 月分	(0.7) 月分		(1.6) 月分	(0.7) 月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.8月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成17年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（3～30%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	3,475 千円	27,612 千円			

注 1人当たり平均支給額は、平成16年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 調整手当(平成17年4月1日現在)

調整手当は、生計費の高い地域における生活状況を考慮するとともに、医師の採用を容易にするために支給するものです。

支給実績(平成16年度決算)		38,665千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		594,846円		
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
医師		10%	30人	10%
医師以外	東京都(特別区)	12%	27人	12%
	大阪府(大阪市)	10%	6人	10%

注 支給対象職員数は、平成17年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績(平成16年度決算)		693,642千円	
支給職員1人当たり平均支給額(平成16年度決算)		59,869円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		54.9%	
手当の種類(手当数)		59	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	日額 290円
工業技術センター、繊維産業試験場、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	工業技術センター、繊維産業試験場、衛生環境研究所等に勤務する職員	①人体に有毒なガスの発生を伴う業務 ②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ③病理細菌を取り扱う業務	①日額 290円 ②及び③日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 ②作業条件が劣悪な場所において行われるダム建設作業 ③墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等 ④橋脚の基礎工事等において水面下4メートル以上の深所で行う作業	①日額 560円 ②日額 350円 ③及び④日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員	①児童の一時保護作業 ②児童及び精神障害者等の心理判定作業 ③肢体不自由児の看護作業等 ④精神障害者等の看護作業等	①日額 350円 ②及び④日額 420円 ③月額 8,800円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	給料月額額の6/100、8/100又は14/100の額
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当			
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	月額 11,760円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	月額 6,440円又は11,760円

交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	月額 8,820円又は11,760円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	月額 7,140円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①天皇又は皇后、皇太子又は皇太子妃の警衛作業 ②その他の要人等の警護作業	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業	①日額 1,640円 ②日額 820円又は1,100円
無線電話送受作業手当	当該作業に従事する警察職員	特に優秀な技術を必要とする無線電話送受作業	日額 50円又は40円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	①共同危険行為取締作業 ②交通取締り(①の作業を除く。)、整理及び事故処理作業	①日額 560円 ②日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。)	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	①検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 ②その他の死体取扱作業	①1回 3,200円 ②1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	①特殊危険物質(サリン等)の処理作業 ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	①日額 5,200円 ②日額 250円 ③日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1回 1,240円
運転免許技能試験作業手当	当該作業に従事する警察職員	道路において行う運転免許技能試験作業	日額 310円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	月額 7,130円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業(本務として従事する作業を除く。)	1時間 300円

研究手当	保健所等に勤務する医師である職員	診療、検診、検疫、救護等の業務	月額 18,000円から30,000円まで
漁獲手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	漁獲物の売上高から市場等に納付する手数料を差し引いた額の16/100に相当する額(支給総額)
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、身体障害者に面接して行う相談等又は児童等に面接して行う相談等の業務	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	日額 320円
職業訓練事業に従事する職員の特殊勤務手当	高等技術専門学校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	月額 13,300円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	日額 1,180円
動物園飼育作業従事職員の特殊勤務手当	動物園に勤務する職員	猛獣、猛禽の診断、治療及び給飼作業、猛獣・猛禽舎の清掃作業	日額 310円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	日額 500円
夜間看護手当	愛媛整肢療護園に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	月額 15,300円
潜水手当	水産試験場に勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理局用地課、地方局土地改良主務課及び地方局建設部(土木事務所を含む。)に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 ②身体障害者更生指導所又は身体障害者授産所に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員等 ③婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	①看護業務 ②及び③職業訓練又は生活指導の業務	①及び③日額 420円 ②月額 8,800円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は精神保健福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は結核予防法に基づく訪問指導業務	日額 230円

航空手当	当該業務に従事する職員	①航空機の操縦業務 ②航空機の整備業務 ③航空機に搭乗して行う整備、訓練、捜索救難、調査、漁業取締り等の業務	①月額 127,500円 ②月額 28,600円 ③1時間 1,900円 (整備士の場合は、2,200円)
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部(土木事務所及びダム管理事務所を含む。)に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	①日額 480円 ②日額 730円
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場及び林業技術センターに勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務(本務として従事する業務を除く。)	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務(本務として従事する業務を除く。)	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員(職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級又は2級のものに限る。)	①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 ③修学旅行、対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務(泊を伴うもの等) ④部活動における児童等に対する指導業務(週休日、休日等に行うもの) ⑤入学試験における受験生の監督等の業務(週休日、休日等に行うもの)	①日額 3,200円 ②日額 3,000円 ③日額 1,700円 ④日額 1,200円 ⑤日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員(一定以上の授業時間数の者に限る。)	当該多学年学級における授業又は指導業務	日額 350円又は290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務(本務として従事する業務を除く。)	1時間 760円
野犬取扱作業手当	動物愛護センターに勤務する技能労務職員	野犬取扱作業	日額 410円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	日額 300円

家畜ふん尿処理作業手当	養鶏試験場又は畜産試験場に勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	日額 290円
-------------	-------------------------	--------------------------------	---------

注1 支給単価に 印の付いているものは、日額にあっては従事時間数、又月額にあっては従事日数に応じた、それぞれ減額の規定があります。
 2 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当については、月額手当と日額手当等の併給調整があります。

(オ) 超過勤務手当

支給実績（平成16年度決算額）	3,351,846千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	178千円
支給実績（平成15年度決算額）	3,446,128千円
職員1人当たり平均支給年額（平成15年度決算）	181千円

(カ) その他の手当（平成17年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養親族のうち2人目まで 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 〔満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算〕	同	-	千円 2,690,041	円 243,355
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 （家賃額 - 23,000円）× 1 / 2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額）	同	-	千円 1,425,332	円 120,556
		【持家居住者】 3,500円	異	国制度取得後5年間まで2,500円		
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：307,900円	同	-	千円 84,138	円 2,274,000
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：60,000円	異	国上限額 55,000円	千円 1,612,526	円 97,563
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ~ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 24,500円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	23,000円 + 加算額 加算額は、配偶者居住との距離に応じて6,000～45,000円	同	-	千円 221,310	円 290,052
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料月額に100分の25を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額	同	-	千円 1,604,438	円 713,401

特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の4から100分の25までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	千円 70,354	円 350,020
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の4から100分の25までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			千円 450,837	円 530,396
定 時 制 通信教育手当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の10を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			千円 86,750	円 479,282
産業教育手当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の10を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			千円 178,674	円 419,423
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：20,200円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			千円 2,002,778	円 162,656
農 林 漁 業 普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			千円 151,678	円 466,702
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	千円 456,484	円 245,422
管 理 職 員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて4,000円～12,000円 / 1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	千円 35,404	円 185,361
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	千円 170,247	円 187,703
休 日 給	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	-	千円 662,748	円 307,112

注1 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。
 2 農林漁業普及指導手当は、17年4月から名称の変更及び支給率の引下げを行っています。

オ 特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,254,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	959,500円 (1,010,000円)
	出 納 長	836,000円 (880,000円)
報 酬	議 長	921,500円 (970,000円)
	副 議 長	826,500円 (870,000円)
	議 員	779,000円 (820,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成16年度支給割合)
	副 知 事	3.3月分
	出 納 長	
	議 長	(平成16年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.3月分

退職手当		(算定方式)	(支給時期)
	知事	132万円×在職月数×0.7(任期毎)	
	副知事	101万円×在職月数×0.5(")	
	出納長	88万円×在職月数×0.4(")	

注 給料月額及び報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例(平成14年愛媛県条例第5号)及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成15年愛媛県条例第41号)に基づき5%減額した後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載しています。

カ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来51年を経過し、現在、銅山川第一発電所(2機)、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所の合計8発電所(9機)において、最大出力67,000キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成15年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成16年度	千円 2,341,987	千円 209,647	千円 576,676	% 24.6	% 24.4

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成17年度	人 74	千円 332,053	千円 82,288	千円 163,819	千円 578,160	千円 7,813

注1 職員数及び給与費は、平成17年度当初予算に計上された数値であり、平成17年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成17年4月1日現在)

県営電気事業に従事する平成17年4月1日現在の職員数は、71人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	41歳9月	370,607円	477,527円 (611,632円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び調整手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(電気事業)	愛 媛 県
1人当たり平均支給額(平成16年度)	1人当たり平均支給額(平成16年度)
1,786千円	1,758千円

(平成16年度支給割合)		(平成16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.4 月分	3.0 月分	1.4 月分
(1.6) 月分	(0.7) 月分	(1.6) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.8月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当(平成17年4月1日現在)

愛媛県公営企業(電気事業)			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(3~30%加算)			定年前早期退職特別措置(3~30%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	26,389千円	1人当たり平均支給額	3,475千円	27,612千円

注 1人当たり平均支給額は、平成16年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

支給総額(平成16年度決算)		38千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		1,504円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		31.6%	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成16年度決算）	49,133千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	792千円
支給実績（平成15年度決算）	49,615千円
職員1人当たり平均支給年額（平成15年度決算）	788千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 14,257	円 259,218
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,055	円 121,638
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,139	円 129,800
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,582	円 226,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 12,510	円 735,882
特勤勤務手当 及び特勤勤務 手当に準ずる 手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,268	円 326,800
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,391	円 341,571
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 102	円 25,500
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,815	円 165,588

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来41年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道（一部給水）の3地区において、給水能力 238,133立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率 (B/A)	平成15年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成16年度	千円 1,150,451	千円 162,711	千円 205,442	% 17.9	% 18.1

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成17年度	人 29	千円 138,428	千円 36,486	千円 58,976	千円 233,890	千円 8,065

注1 職員数及び給与費は、平成17年度当初予算に計上された数値であり、平成17年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成17年4月1日現在）

県営工業用水道事業に従事する平成17年4月1日現在の職員数は、29人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	43歳2月	373,269円	438,806円 (573,944円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び調整手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（平成16年度）			1人当たり平均支給額（平成16年度）		
1,785千円			1,758千円		
（平成16年度支給割合）			（平成16年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.4 月分		3.0 月分	1.4 月分	
(1.6) 月分	(0.7) 月分		(1.6) 月分	(0.7) 月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.8月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成17年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（3～30%加算）			定年前早期退職特別措置（3～30%加算）		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	3,475千円	27,612千円

注 1人当たり平均支給額は、平成16年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 調整手当（平成17年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

支給総額（平成16年度決算）	127千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	6,368円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成16年度）	69.0%
手当の種類（手当数）	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成16年度決算）	9,809千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	467千円
支給実績（平成15年度決算）	8,528千円
職員1人当たり平均支給年額（平成15年度決算）	388千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,186	円 225,478
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,784	円 126,545
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,453	円 144,294
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,380	円 276,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,521	円 690,125
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,354	円 196,167

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来48年を経過し、現在、中央、今治、三島、南宇和、北宇和及び新居浜の6病院で、病床数2,005床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成15年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成16年度	千円 37,456,121	千円 45,271	千円 14,269,661	% 38.1	% 38.3

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成17年度	人 2,086 (3)	千円 8,265,547	千円 3,386,563	千円 3,332,951	千円 14,985,061	千円 7,184

注1 職員数及び給与費は、平成17年度当初予算に計上された数値であり、平成17年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ()内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成17年4月1日現在)

県営病院事業に従事する平成17年4月1日現在の職員数は、2,008人(再任用短時間勤務職員3人を含まない。)であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
医 師	43歳3月	565,383円	1,072,170円 (1,271,078円)
看 護 師	34歳11月	298,980円	372,066円 (481,283円)
事 務 職 員	44歳1月	394,729円	559,568円 (702,409円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び調整手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(病院事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額(平成16年度)		1人当たり平均支給額(平成16年度)	
1,515千円		1,758千円	
(平成16年度支給割合)		(平成16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.4月分	3.0月分	1.4月分
(1.6)月分	(0.7)月分	(1.6)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員(局長以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.8月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成17年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（3～30%加算）			定年前早期退職特別措置（3～30%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	医師	2,267千円	3,475千円	27,612千円	
	看護師	1,634千円	24,372千円		
	その他	2,668千円	24,737千円		

注1 1人当たり平均支給額は、平成16年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 調整手当（平成17年4月1日現在）

支給総額（平成16年度決算）		146,349千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）		576,178 円		
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医師		10%	235人	10%

注 支給対象職員数は、平成17年4月1日現在の職員数です。

(d) 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

支給総額（平成16年度決算）		513,980千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）		323,054円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成16年度）		75.9%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	日額 290円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	日額 320円
研究手当	病院に勤務する医師	診療、検診又は救護等の業務	月額 24,000円又は30,000円
夜間看護等手当	①病院で深夜に勤務する看護師等 ②病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 ②救急患者に対処するため自宅等で待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	①1回 2,000円から3,300円まで ②1回 1,620円

航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する医師	当直勤務中において行う救急医療業務	1時間当たりの給与額×従事時間

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成16年度決算）	1,210,355千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	607千円
支給実績（平成15年度決算）	1,175,458千円
職員1人当たり平均支給年額（平成15年度決算）	583千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 160,390	円 212,719
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 235,130	円 195,453
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 119,596	円 86,476
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 12,653	円 308,610
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 49,927	円 960,135
初任給調整手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 575,229	円 2,264,681
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 180,415	円 310,525
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,159	円 166,419
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 176,607	円 159,970

(g) 特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区分	給料月額等
給料	788,500円（830,000円）
期末手当	（平成16年度支給割合） 3.3月分
退職手当	（算定方式） （支給時期） 83万円×在職月数×0.35（任期毎）

注 給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第5号）に基づき5%減額した後の額であり、（ ）内の金額は、減額前の額を記載しています。

(3) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、1週間当たり40時間で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分までとなっています。また、休憩時間は、午後零時15分から午後1時まで、休息時間は、午後零時から午後零時15分までと午後5時から午後5時15分まで（警察本部は、午後3時から午後3時15分まで）となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成16年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
平均取得日数	7.4	6.1	3.9	5.8	4.2	7.1	3.5

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

ウ 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成16年度における育児休業者数は、665人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児休業者数	50	156	2	1	438	18	665

(イ) 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成16年度における部分休業者数は2人で、いずれも知事部局の職員です。

(ウ) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成16年度における休業者数は、1人です。

(4) 分限及び懲戒処分 of 状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成16年度における分限処分数は、136件で、いずれも休職処分です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
休 職	46	10	65	15	136

イ 懲戒処分状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成16年度における懲戒処分数は、25件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	1	3	4
停 職	1	1	1	3
減 給	3	7	0	10
戒 告	4	2	2	8
合 計	8	11	6	25

(5) サービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成16年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員

(ア) 網紀の保持、サービス規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	交通事故及び交通違反の防止について、注意喚起を行いました。
参議院議員通常選挙における地方公務員のサービス規律の確保について	参議院議員通常選挙における職員のサービス規律の確保について周知徹底しました。
網紀の保持及びサービス規律の確保について	年末、年始を控え、網紀の保持及びサービス規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の付託に応えるため、県民に目線を合わせた県政の推進、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、セクシュアル・ハラスメントの防止等について徹底しました。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談への適切かつ効果的な対応の向上と相談の実効性を高めることを目的として、セクシュアル・ハラスメント相談員を対象に研修を実施しました。

(ウ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

網紀の保持、サービス規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
教職員等の選挙運動の禁止等について	参議院議員通常選挙における教職員のサービス規律の確保について周知徹底しました。
参議院議員通常選挙における地方公務員のサービス規律の確保について	参議院議員通常選挙における職員のサービス規律の確保について周知徹底しました。
教職員のサービスの確保について	他の都道府県において教職員の選挙違反があったことを踏まえ、選挙運動等の非行行為の禁止とサービス規律の一層の徹底を図りました。
網紀の保持及びサービス規律の確保について	年末、年始を控え、網紀の保持及びサービス規律の確保を一層徹底し、教育行政や学校教育に対する県民や児童生徒の信頼を著しく損ねることのないよう、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、セクシュアル・ハラスメントの防止等について徹底しました。
夏季休業中における学校管理の強化及び生徒指導の充実等について	県立学校教職員に対し、夏季休業期間中における網紀の保持及びサービス規律の確保を一層徹底し、学校に対する県民や生徒の信頼を著しく損ねることのないよう、生徒の目線に合わせた教育の推進、セクシュアル・ハラスメントの防止等について徹底しました。

冬季休業中における学校管理の強化及び生徒指導の充実等について	県立学校教職員に対し、冬季休業期間中における綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、学校に対する県民や生徒の信頼を著しく損ねることのないよう、生徒の目線に合わせた教育の推進、セクシュアル・ハラスメントの防止等について徹底しました。
--------------------------------	--

ウ 警察本部長

(7) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を發出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
貸与品の遺失等の防止について	警察官等に貸与する装備品の遺失・誤廃棄を防止するため、装備品の保管管理を徹底するよう指示しました。
第20回参議院議員通常選挙における職員の規律の保持について	警察職務の特殊性を認識させ、選挙に関する基本的留意事項を職員に周知徹底し、服務規律の確保を図りました。
夏季における規律の保持と各種事故防止について	非違事案の防止、交通事故の防止、殉職・受傷事故の防止、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止に努めました。
職員の規律の振粛と非違事案の絶無について	非違事案が警察組織全体に及ぼす影響を職員に浸透させ、規律の振粛と非違事案の絶無に努めました。
公用車による交通事故の防止について	交通法規等の交通に関する基本の再確認、事故防止5則の徹底等の指導教養を行い、公用車による事故防止に努めました。
年末年始における規律の保持と各種事故防止について	非違事案の防止、交通事故の防止、殉職・受傷事故の防止、適正かつ的確なけん銃使用、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止に努めました。
人事異動期における規律の保持と各種事故防止について	非違事案の防止、交通事故の防止、殉職・受傷事故の防止、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止に努めました。

(4) 各所属においてセクシュアル・ハラスメント教養を行い、全職員に対してセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底を図りました。また、セクハラ相談員に対して、各所属で苦情相談対応要領の教養を行いました。

(6) 研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成16年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(7) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階層別研修	新規採用職員、採用2年目の職員、採用7年目の職員、係長・課長補佐・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要な知識・技術の習得を目的とする研修	7コース 参加者 960人
専門研修	受講を希望する職員を対象に、条例立案、法人会計等の専門的な知識・技術の習得を目的とする研修	10コース 参加者 204人
部局研修	新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	6コース 参加者 133人

b 派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁(9人)や自治大(2人)、民間企業等(3人)へ職員を派遣しました。

また、外国における行政制度及び専門技術の調査研究を行わせるために短期の海外派遣(6人)を行ったほか、独立行政法人日本貿易振興機構(3人)や財団法人自治体国際化協会(1人)に職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ(4グループ)の育成を行いました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関（6人）や海外の学会（2人）に派遣しました。

また、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に国等の研修機関が実施する研修を受講させました。（22人）

(ウ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。（8人）

(エ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町村立学校教職員〕 3コース 参加者 284人
		〔県立学校教職員〕 14コース 参加者 175人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町村立学校教職員〕 9コース 参加者 3,096人
		〔県立学校教職員〕 18コース 参加者 1,078人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町村立学校教職員〕 14コース 参加者 1,553人
		〔県立学校教職員〕 5コース 参加者 961人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施した。	〔市町村立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等46人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等68人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣した。	〔市町村立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 14人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 8人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣した。	〔市町村立学校教職員〕 アメリカ合衆国等 13人
		〔県立学校教職員〕 アメリカ合衆国 11人

(オ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成16年度は、採用時教養（7期196人）、昇任時教養（2期48人）、専科（41期531人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（183人）、警察大学校（99人）及び法科学研修所（7人）で警察教養を行いました。

イ 勤務成績の評定の状況

(ア) 定期人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

b 教育委員会（市町村立学校教職員）

平成15年11月1日から平成16年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は市町村教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町村教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

c 教育委員会（県立学校教職員）

平成15年11月1日から平成16年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

d 警察本部長

平成16年1月1日から平成16年12月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が一次・二次の評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評定結果の調整を行います。調整結果は、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認者は、評定が不相当であると認められたときは、調整者に評定結果を再調整させます。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び設定した目標の達成度をみる評価等を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 特別人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件附採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

b 教育委員会（市町村立学校教職員及び県立学校教職員）

条件附採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

c 警察本部長

条件附採用期間中の職員を対象に、条件附採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、評定者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(7) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成16年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
教育委員会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で短期人間ドックを、それぞれ行いました。更に、共済組合において脳ドックが、共済組合と互助会の共同により1日ドックが、それぞれ行われました。
警察本部長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診、健康度測定等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます(以下同じ。)

b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室による相談及びメンタルヘルスセミナーを行いました。また、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。更に、共済組合においてストレスチェックが行われました。
教育委員会	外部専門機関による相談事業を行いました。また、共済組合において面接相談が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが、それぞれ行われました。
警察本部長	共済組合において、生活相談、メンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが行われました。

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、健康講座等を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教育委員会	共済組合において、健康づくりセミナーや一日介護講座、電話相談等が行われました。
警察本部長	健康相談室の設置・相談、健診事後指導等を行いました。また、共済組合において、健康教室、健康管理器具の設置等が、共済組合と互助会において、禁煙サポート事業が、それぞれ行われました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	10
	衛生委員会	28
教育委員会	衛生委員会	90
警察本部長	衛生委員会	1

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成16年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員広報誌等の発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合及び互助会と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成、保養所の設置等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教育委員会	共済組合及び互助会と共同でライフプランの支援事業を行いました。また、共済組合において、保養所の設置、福利概要冊子発行等が、互助会において、福祉相談、福利厚生事務等研究助成等が、それぞれ行われました。
警察本部長	ライフプランの支援事業を行いました。また、共済組合において、宿泊助成が、互助会において、トレーニング機器整備、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

区 分	主な給付事業
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等
教育委員会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等
警察本部長	死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金、入学祝金等

c 職員住宅（独身寮）保有状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

（単位：戸）

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 有 戸 数	440	530	76

d 互助会への助成

互助会の円滑な運営を図るため、互助会に対し助成を行っています。平成16年度決算における県の助成状況等は、以下のとおりです。

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
会 員 数	6,645人	14,013人	2,964人
会員掛金（A）	180,940千円	410,136千円	87,487千円
県補助金（B）	58,128千円	92,026千円	24,994千円
負担割合（A：B）	1：0.32	1：0.22	1：0.29

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成16年度に発生した公務災害・通勤災害の認定件数は、124件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
公 務 災 害	8	29	14	65	116
通 勤 災 害	2	3	1	2	8
合 計	10	32	15	67	124

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成16年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができるとされています。平成16年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して不服申立てが行われています。

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則、任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用に関する規則等を基本法規として運用されていますが、その主旨とするところは、職を中心として成績主義による公正な任用が行われるところにあります。

人事委員会は、職員の採用候補者試験の実施、任用候補者名簿の作成、採用・昇任選考の実施等、任用制度全般を通じて成績主義の原則が貫かれるよう努力しています。

ア 採用候補者試験の実施状況

平成16年度に実施した採用候補者試験は、以下のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（平成16年4月1日現在）	受付期間	試験実施年月日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢21歳以上29歳未満の者 ・ 年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者 	H16.5.17	〔第1次〕
		~ H16.6.4	H16.6.27 〔第2次〕 H16.7.26 ~ H16.7.29

愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成17年3月末日までに卒業見込みの者	H16.4.5 ~ H16.4.28	〔第1次〕 H16.5.16 〔第2次〕 H16.6.18 H16.6.21 ~ H16.6.23
愛媛県警察官（男性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成16年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成16年10月1日の採用に応じられる者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成17年3月末日までに卒業見込みの者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成16年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成16年10月1日の採用に応じられる者		
愛媛県職員採用候補者（初級）試験	年齢17歳以上21歳未満の者 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	H16.8.6 ~ H16.9.3	〔第1次〕 H16.9.26 〔第2次〕 H16.10.25 ~ H16.10.27
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	大学卒程度		
	短大卒程度		
愛媛県少年補導職員採用候補者試験	・年齢21歳以上29歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	H16.8.6 ~ H16.9.3	〔第1次〕 H16.9.26 〔第2次〕 H16.10.25 ~ H16.10.26
愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	H16.8.19 ~ H16.9.10	〔第1次〕 H16.10.10 〔第2次〕 H16.11.8 ~ H16.11.9
愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	889	683	42	37	20	34.2倍
学 校 事 務	142	115	6	6	4	28.8倍
警 察 事 務	124	96	15	14	6	16.0倍
土 木	95	66	7	5	3	22.0倍
農 業	30	24	2	2	1	24.0倍
鑑 識（電気工学）	22	13	3	3	2	6.5倍
薬 劑 師	20	18	3	3	1	18.0倍
心 理 判 定 員	25	21	3	2	1	21.0倍
合 計	1,347	1,036	81	72	38	27.3倍

b 愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（大学卒）	523	479	123	111	69	6.9倍
警察官（男性）〔大学卒特別募集〕	186	162	54	53	26	6.2倍
合 計	709	641	177	164	95	6.7倍

c 愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（大学卒）	150	132	24	19	9	14.7倍
警察官（女性）〔大学卒特別募集〕	43	39	6	5	3	13.0倍
合 計	193	171	30	24	12	14.3倍

d 愛媛県職員採用候補者（初級）試験（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	78	73	4	4	2	36.5倍
学 校 事 務	39	30	3	3	1	30.0倍
警 察 事 務	98	90	6	6	5	18.0倍
合 計	215	193	13	13	8	24.1倍

e 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
大学卒程度 学校栄養士	61	51	10	10	5	10.2倍
短大卒程度	保育士	27	18	4	4	18.0倍
	歯科衛生士	11	11	3	3	11.0倍
合 計	99	80	17	17	7	11.4倍

f 愛媛県少年補導職員採用候補者試験（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
少 年 補 導 職 員	39	28	3	3	2	14.0倍

g 愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（高校卒程度）	396	327	62	60	34	9.6倍

h 愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（高校卒程度）	91	74	7	7	4	18.5倍

イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められています。平成16年度に実施した採用選考・昇任選考の状況は、以下のとおりです。

(ア) 採用選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
行 政 職	1	主 事 ・ 技 師				1	1
	2	主 事 ・ 技 師			1		1
	3	主 事 ・ 技 師	1		1		2
	4	主 査	1		1		2
	5	係 長	2			1	3
	6	専 門 員			11		11
	7	課 長 補 佐			13	1	14
	8	本 庁 課 長	1		3	1	5
	9	参 事	2				2
	10	本 庁 局 長					0
	11	本 庁 部 長					0
公 安 職	1	巡 査				5	5
	2	一 種 主 任				5	5
	3	一 種 係 長				1	1
	4	二 種 係 長				2	2
	5	課 長 補 佐					0
	6	専 任 課 長 補 佐				3	3
	7	本 部 課 次 長				4	4
	8	本 部 課 長				3	3
	9	部 長					0
	10	部 長				1	1
研 究 職	1	研 究 員					0
	2	主 任 研 究 員					0
	3	主 任 研 究 員			12		12
	4	主 席 研 究 員			2		2
	5	機 関 の 長			1		1
医 療 職 (一)	1	技 師	5	14			19
	2	係 長 ・ 医 長		17			17
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長		4			4
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長		3			3
	5	医 監	2	1			3
医 療 職 (二)	1	技 師		4			4
	2	技 師	5	1			6
	3	主 査					0
	4	係 長					0
	5	専 門 員					0
	6	地 方 機 関 の 課 長					0
	7	薬 剤 部 長					0

医療職(三)	1	技 師					0
	2	技 師	1	48			49
	3	主 査		1			1
	4	主 任					0
	5	専 門 員					0
	6	副 看 護 部 長					0
	7	看 護 部 長					0
技 能 労 務 職						1	1
合 計			20	93	45	29	187

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行政職	5	係 長	112	7	1	1		36	10	167
	6	専 門 員	115	6		2		12	5	140
	7	課 長 補 佐	120	5			1	36	3	165
	8	本 庁 課 長	71	5		1		23	6	106
	9	参 事	42		1			2	1	46
	10	本 庁 局 長	14	2				1		17
	11	本 庁 部 長	2			1				3
公安職	2	一 種 主 任								0
	3	一 種 係 長							8	8
	4	二 種 係 長							17	17
	5	課 長 補 佐							41	41
	6	専 任 課 長 補 佐							67	67
	7	本 部 課 次 長							19	19
	8	本 部 課 長							27	27
	9	部 長							10	10
	10	部 長							5	5
	研究職	2	主 任 研 究 員	13						
3		主 任 研 究 員	10							10
4		主 席 研 究 員	4							4
5		機 関 の 長	2					1		3
医療職(一)	2	係 長 ・ 医 長	1	3						4
	3	保健所課長・病院部長		8						8
	4	本庁課長・副院長		7						7
	5	医 監	1	12						13
医療職(二)	4	係 長	9	5				1		15
	5	専 門 員	6	6						12
	6	地 方 機 関 の 課 長	7	4				3		14
	7	薬 剤 部 長	5	1						6
医療職(三)	4	主 任	10	77						87
	5	専 門 員	7	51						58
	6	副 看 護 部 長								0
	7	看 護 部 長								0
合 計			551	199	2	5	1	115	219	1,092

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階 級	昇任者数
警 視	14
警 部 補	9
巡 査 部 長	15
合 計	38

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

報告及び勧告の日	平成16年10月8日
報告及び勧告の相手方	議会議長及び知事

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 公民較差

本年4月分の県内の民間給与と県職員給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を26円(0.01%)上回っている。

民間給与 (A)	395,385円
県職員給与 (B)	395,411円
較差(A - B) (C)	26円(0.01%)

(イ) 県職員の給与改定

a 給料表

公民較差が小さいことから改定を行わないが、大学教育職員給料表については、国に準じて適用する職務がない1級を削除する。

b 諸手当

民間事業所の支給状況と概ね均衡していることから、改定を行わない。

c 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日

(ウ) 給与改定以外の内容

報告の「むすび」において、今後の給与制度及び公務運営に関する課題について、次のとおり報告している。

a 今後の給与制度について

人事院は、報告において「給与構造の基本的見直し」について具体的検討項目を提示した。今後、本県においても必要な見直しを進めるためには、国における検討状況を引き続き注視するとともに、民間や他の都道府県の動向も踏まえながら検討していく必要がある。

b 公務運営に関する課題について

(a) 職員の勤務時間等について

- ・職員の健康保持及び家庭生活への配慮並びに公務能率向上のため、引き続き、総実勤務時間の全庁的な縮減に取り組んでいく必要がある。
- ・年次有給休暇については、週休日等とのまとめ取りや計画的・連続的使用を促進するとともに、取得しやすい職場環境の整備に引き続き取り組む必要がある。
- ・職業生活と家庭生活の両立を更に支援する方策を検討するとともに、これまでの各種両立支援制度を適切かつ有効に活用できるよう職場環境の整備に取り組む必要がある。
- ・多様な勤務形態の導入について、国の検討状況を踏まえながら引き続き検討していく必要がある。

(b) 職員の健康管理について

- ・職務が複雑・高度化する中、引き続き、メンタルヘルス対策をはじめとする職員の心身の健康管理対策の充実とともに、執務環境の向上等快適な職場づくりに努める必要がある。

(c) セクシュアル・ハラスメントの防止について

- ・ 職員の利益の保護及び職務の能率の発揮の観点から、今後とも良好な職場環境づくりに努めていく必要がある。
- (d) 女性職員の登用等の促進について
 - ・ 女性職員の職域の拡大や登用等に、引き続き、総合的かつ計画的に取り組む必要がある。
- (e) 修学部分休業制度及び高齢者部分休業制度について
 - ・ 法律改正により設けられた修学部分休業制度及び高齢者部分休業制度については、公務能率の増進を図り住民サービスの向上に資する観点や就業意識の多様化等を踏まえ、導入について検討していく必要がある。
- (f) 任期付採用の対象拡大及び任期付短時間勤務職員の採用制度の導入について
 - ・ 法律改正により設けられた新たな一般職の任期付採用及び任期付短時間勤務職員採用制度については、高度化・多様化する住民の行政ニーズに的確かつ効率的に対応する必要性等を踏まえ、導入について検討していく必要がある。
- (g) 職員の能力開発の機会拡充等について
 - ・ 今後とも地方分権の進展に対応した高度で実践的な行政能力を備えた人材育成に努めるとともに、長期的かつ総合的な観点から効果的な人材育成に取り組んでいく必要がある。
- (h) 苦情相談について
 - ・ 法律改正により人事委員会の所掌事務に加えられた職員の苦情の処理に関する事務については、制度創設の趣旨を踏まえ、相談体制等の整備について検討を進めていくこととしている。
- (i) 国の公務員制度改革について
 - ・ 国において検討が進められている公務員制度改革については、引き続き、その検討状況を注視していく必要がある。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成16年度における人事委員会への措置要求の状況（県分）は、以下のとおりです。

（単位：件）

主な内容	平成15年度末の係属件数	平成16年度中の要求件数	平成16年度中の終結件数	平成17年度への繰越件数
給 与	0	0	0	0
旅 費	1	0	1	0
勤 務 時 間	1	0	1	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
合 計	2	0	2	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成16年度における人事委員会への不服申立ての状況（県分）は、以下のとおりです。

（単位：件）

主な内容	平成15年度末の係属件数	平成16年度中の申立件数	平成16年度中の終結件数	平成17年度への繰越件数
分 限 処 分	0	0	0	0
懲 戒 処 分	0	2	1	1
転任処分・その他	0	1	0	1
合 計	0	3	1	2

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第3号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成17年9月30日

愛媛県労働委員会
会 長 白 石 喜 徳

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
白 石 喜 徳	愛媛県労働委員会会長 弁護士	26～37期	平成17年8月26日
山 下 泰 史	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	34～37期	"
宇都宮 純 一	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	35～37期	"
青 山 保 子	愛媛県労働委員会委員 社会保険労務士	36～37期	"
桐 木 陽 子	愛媛県労働委員会委員 松山東雲短期大学助教授	37期	"
松 本 修 次	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長 全国一般労組愛媛地方本部書記長	30～37期	"
黒 田 米 市	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長 伊予鉄労組執行委員長	36～37期	"
内 堀 良 雄	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長 UIゼンセン同盟愛媛県支部長	36～37期	"
木 原 忠 幸	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長 住友重機労組連合会愛媛地方本部執行委員長	36～37期	"
安 藤 伸 子	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛女性委員会副事務局長 連合愛媛主任書記	37期	"
渡 邊 一 志	愛媛県労働委員会委員 今治産業交通(株)代表取締役社長	33～37期	"
西 村 洋	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	36～37期	"
奈 須 孝 行	愛媛県労働委員会委員 住友重機械工業(株)愛媛製造所長	37期	"
廣 瀬 了	愛媛県労働委員会委員 宇和島自動車(株)代表取締役社長	37期	"
仙 波 誉 子	愛媛県労働委員会委員 (株)岩本商会代表取締役社長	37期	"
高 橋 敬 子	愛媛県労働委員会事務局長		平成16年4月1日
原 正 行	愛媛県労働委員会事務局次長		平成17年4月1日
渡 部 豊 隆	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		"